

東近江市地籍調査事業特記仕様書

- 1 業務名
令和8年度 第2029号 南清水地区地籍測量業務
- 2 業務期間
契約締結日から令和9年2月22日まで
- 3 業務場所
東近江市南清水町

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 東近江市（以下「甲」という。）が国土調査法に基づき実施する地籍調査事業について、甲と受注先（以下「乙」という。）が行う業務分担を明確にすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本特記仕様書は、甲における地籍調査事業一筆地調査及び測量業務（以下「本業務」という。）において適用する。

(準拠する法令等)

第3条 本業務の実施に当たり、本特記仕様書によるほか次の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）
- (4) 地籍調査作業規程運用基準（平成14年国土国第590号）
- (5) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年国土国第591号）
- (6) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年国土国第598号）
- (7) 地籍調査事業（外注）実施要領（平成14年国土国第504号）
- (8) 地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号）
- (9) 地籍簿の様式を定める省令（昭和54年総理府令第3号）
- (10) 基準点測量作業規程準則（昭和61年総理府令第51号）

- (11) 地籍調査成果電子納品要領(平成25年国土交通省土地・建設産業局)
- (12) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン(平成29年国土交通省土地・建設産業局)
- (13) 測量法(昭和24年法律第188号)
- (14) 東近江市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第26号)
- (15) 東近江市地籍調査作業規定(令和6年改訂)
- (16) その他、関連法令及び通達

(疑義)

第4条 本業務の実施に当たり、本特記仕様書に定めのない事項又は本特記仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し甲の指示に従い業務を遂行するものとする。

(実施計画)

第5条 乙は、本業務を遂行するに当たり、業務着手前に次の書類を作成し、甲に提出するものとする。また、その計画を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 作業工程表
- (3) 作業着手届
- (4) 主任技術者及び現場代理人選任届
- (5) その他の甲の指示するもの

2 作業実施計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 実施方針
- (3) 使用機器の種類、名称及び機械番号
- (4) 作業手順
- (5) 業務組織計画
- (6) 安全管理計画
- (7) 個人情報管理計画

(主任技術者)

第6条 乙において選任する主任技術者は、国土交通省登録資格である地籍主任調査員又は地籍調査管理技術者の資格を有する者とする。

(使用機器)

第7条 本業務に使用する機器は、測量精度を十分保持し得るものとし、国土地理院の検定機関名簿に登録された検定機関による検定を受けた機器を使用するものとする。

なお、使用機器名を記載した書類及び検定証明書を乙は甲に提出し承認を得るものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、本業務の遂行上知り得た個人情報等、全ての事項について、本業務実施期間及び本業務完了後も第三者に漏えいしてはならない。

2 乙は、本業務の遂行上知り得た個人情報の取扱いについて、ISO27001若しくは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマークの規定に準拠し、個人情報の保護対策を行うものとする。

(身分証明書及び土地の立入り)

第9条 乙は、本業務の実施に当たり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があれば、これを提示しなければならない。

2 乙は、本業務を遂行するに当たり、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者、既住者等にその旨を通知すること。

3 乙は、本業務終了後、速やかに身分証明書を甲に返却すること。

(関係官公署との折衝)

第10条 本業務を遂行するに当たり、関係官公署との調整手続が必要な場合は、甲が対応するものとする。

(損害の補償)

第11条 乙は、本業務を遂行中に甲又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲にその状況を報告するとともに、甲の指示に従うものとする。

2 前項の損害賠償等の責任は乙が負うものとする。

(貸与資料)

第12条 本業務を実施する上で必要な資料等（甲以外の第三者が管理する資料等含む。）は、甲から主任技術者が貸与を受けるものとする。

2 貸与資料を本業務遂行上複製が必要な場合は、甲の承諾を得て行うものとする。

3 貸与された資料及び前項の複製品については、その重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故のないように管理、取扱いを行うものとし、本業務の完了後又は使用済みの場合は、甲の照合を受け速やかに返却するものとする。

(協議及び報告等)

第13条 乙は、本業務の作業段階ごとに作業内容、作業手法等を甲と協議を行い、協議結果

を打合せ簿等に記録し、その都度甲に提出するものとする。

- 2 業務実施期間中、乙は甲に業務の進捗状況を随時報告するものとする。
- 3 工期内に完了した作業等について、甲から成果等の提出を求められた場合、乙は速やかにこれに対応しなければならない。

(登記所送付用地図の作成)

第14条 乙は、甲が登記所に登記申請する際に必要となる地図について、地籍フォーマット2000形式の電子データを作成するものとする。

(成果の作成、検査、納品)

第15条 本業務の成果品については、「地籍調査成果電子納品要領」及び「地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン」に基づき作成するものとする。

- 2 本業務の成果品納品に先立ち、各工程が完了の都度、報告書を取りまとめ、契約期間の2週間前までに全ての仮納品を行い、監督員の確認を受けるものとする。
- 3 本業務の成果品の検査については、主任技術者立会いの上、工程ごと及び作業完了後、甲の検査を受けるものとする。
- 4 前項の定める検査において、甲から本特記仕様書及び関係法令に適合しないものとして修正の指示があった場合、乙は速やかに修正し、再検査の合格をもって次工程作業への着手又は業務の完了とするものとする。また、乙は甲から現地での検査を求められた場合、速やかにこれに対応しなければならない。
- 5 作業が完了し、前2項の検査に合格した成果品については、逐次納品するものとする。

(成果品の帰属)

第16条 本業務において使用及び作成した成果品は全て甲に帰属し、乙は甲の許可無く使用、複製、流用してはならない。

(担保責任)

第17条 乙は、本業務の成果品を引き渡した後においても、国土調査法第19条第2項による国土調査の成果の認証が終了するまでの間、現地と成果品の不一致及び技術的に不適当な測量、その他明らかに乙の成果品の不適合と判断される事項については、乙の責任において訂正、再測量等を実施しなければならない。

第 2 章 業 務 概 要

(業務概要)

第18条 業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 実施区域	南清水地区
(2) 実施範囲	別紙位置図のとおり
(3) 精 度	甲 3
(4) 調査面積	0.07 平方キロメートル
(5) 作業工程	C 工程 E 工程 F I 工程 F II-1 工程
(6) 縮 尺	500 分の 1
(7) 傾斜区分	平坦地
(8) 視通条件	市街地 I
(9) 調査前筆数	24 筆
(10) 筆の形状	不整形地

第 3 章 C工程 地籍図根三角測量

(業務概要)

第 19 条 本工程の標準作業工程は、次のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 選点
- (3) 標識設置
- (4) 測量

(使用機器)

第 20 条 本作業に使用する機器は、2 級トータルステーション(T S)又は1 級G N S S 測量機等とする。

- 2 使用機器は、所定の検査を受けたものとし、適宜、点検及び調整を行い良好な作動条件を確保するものとする。
- 3 前項の規定は、次章以下に示す使用機器についてもこれを準用するものとする。

(測量方式)

第 21 条 原則として、G N S S 測量、多角測量方式とする。

- 2 地形状況等の理由により、G N S S 測量の実施が困難な場合は、甲と協議の上、その承認を得てT S 測量とすることができる。

(作業計画)

第 22 条 地形図上で新点の概略位置を決定し、計画図を作成するものとする。

(選点)

第 23 条 計画図に基づき現地において既知点の状況を調査するとともに、新点位置を選定し、選点図（新点位置及び視通線を地形図に記入）を作成するものとする。

- 2 前項の既知点の状況調査と新点位置の選定時、既知点と新点位置及び伐採が必要と思われる樹木の写真を撮影するものとする。
- 3 選点図（平均図）は、甲に提出しその承認を得るものとする。
- 4 前項の選点図の提出は、打合せ簿を作成し、各点の現場写真と東近江市地籍調査作業規定に記載する埋設方法の種別を報告すること。
- 5 選点位置は、滑りによる変異を考慮して、法面部を避けること。
- 6 新点は、1 方向以上の視通を確保するものとする。ただし、植林地等で伐採等が困難な場合に限り、監督員の承諾を得て視通なしとすることができる。

7 前項で、視通なしの地籍図根三角点を設置した場合の地籍図根多角測量の平均計算は、厳密網平均計算とするものとする。

(承諾)

第 24 条 地籍図根三角点の標識設置及び樹木等の伐採に係る土地所有者の承諾については、甲が行うものとする。

(標識の設置)

第 25 条 地籍図根三角点は、標識の種類、位置等について甲に対して事前に協議し、承認を得た上で設置するものとする。

2 地籍図根三角点は、縦 10 センチメートル×横 10 センチメートル×高さ 70 センチメートル以上の角柱又はこれと同等以上のものとする。材質は、鉄線入りコンクリート又は石を使用することを標準とし、東近江市地籍調査作業規定に準じた防護工を設置することとする。

3 山地等に設置する場合は、縦 9 センチメートル×横 9 センチメートル×高さ 70 センチメートルのプラスチック（難燃性であり J I S 規格のものを標準とする。）を使用することができるものとする。

4 屋上又は恒久的構造物に設置する場合は、真鍮又はステンレス製の直径 7.5 センチメートル×長さ 9 センチメートルを使用するものとする。

5 地籍図根三角点は東近江市地籍調査作業規定に準じた標識とする。

(観測)

第 26 条 観測は、G N S S 測量機により行い、選点図に基づき観測図を作成し作業を行うものとする。

(計算)

第 27 条 計算は、所定の計算方式により行うものとする。

(点検計算及び再測)

第 28 条 点検計算は、観測終了後に行い、許容範囲を超えた場合は、再測を行うか、又は甲の指示により適切な措置を講ずるものとする。

(平均計算)

第 29 条 G N S S 観測による水平位置及び標高は、三次元網平均計算により求めるものとする。

(成果品)

第 30 条 成果品は次のとおりとする。

- (1) 基準点等成果簿写し (PDF)
- (2) 地籍図根三角點選点手簿 (PDF) (測量標地上写真数値データ)
- (3) 地籍図根三角點選点図 (PDF)
- (4) 地籍図根三角点平均図 (PDF)
- (5) 地籍図根三角点観測図 (PDF)
- (6) 地籍図根三角測量観測計算諸簿 (PDF 及びオリジナル数値データ)
- (7) 地籍図根三角点網図 (PDF 及び CAD データ)
- (8) 地籍図根三角点成果簿 (数値データ)
- (9) 精度管理表 (精度管理表付図添付) (PDF)
- (10) 測量標の設置状況写真 (PDF)
- (11) 使用機器検定証明書 (PDF)
- (12) 使用プログラム検定証明書 (PDF)
- (13) 地籍図根三角測量総括表
- (14) 検符及び押印の記録 (紙ベース)
 - ① 観測手簿・記簿
 - ② 精度管理表
 - ③ 地籍図根三角測量平均図
 - ④ 地籍図根三角点網図
- (15) 成果品の納品は、A 4 ・ 黒色 ・ 金文字製本とする。

(成果検定)

第 31 条 測量成果品については、国土地理院に登録された第三者機関 ((公社) 全国国土調査協会等) の検定を受けなければならない。

第 4 章 E 工程 一筆地調査

(業務概要)

第32条 この工程の標準業務概要は、次のとおりとする。

- (1) 作業進行予定表の作成
- (2) 単位区域界の調査及び町丁界並びに小字界の調査
- (3) 現地調査の通知
- (4) 筆界標示杭の設置
- (5) 現地調査（長狭物）
- (6) 現地調査（各筆）
- (7) 一筆地調査に関する問合せの対応

(作業進行予定表の作成)

第33条 作業進行予定表の作成は、作業計画に基づき乙が作成するものとする。

(単位区域界の調査及び大字界の調査)

第34条 甲、乙及び南清水地区地籍調査推進委員（以下「推進委員」という）は、あらかじめ実施範囲の現地調査を行うものとする。

(現地調査の通知)

第35条 乙は、一筆地調査（以下「現地調査」という。）を行うに当たり、土地所有者等を実施する地域及び時期並びに調査に立会うべき旨を通知するものとする。

- 2 乙は、甲と協議の上、立会いの日程表及び実施通知文を作成するものとする。
- 3 土地所有者等から立会いの日程の変更要望が届いたときは、甲の判断により立会いの日程調整を行うものとする。

(筆界標示杭の設置)

第36条 筆界標示杭の設置は、原則として隣接する土地所有者等同士が立会いの上、設置するものとするが、長狭物に関する現地調査段階では仮打ちとする。また、設置箇所がコンクリートのためドリル等特殊な機器が必要などやむを得ない場合は、スプレー等で一時的な表示に留めるものとし、杭の設置については現地調査のときに乙が設置するものとする。

- 2 新たに設置する筆界表示は、縦4.5センチメートル×横4.5センチメートル×高さ45センチメートルの赤色プラスチック製杭（難燃性であり、JIS規格のものを標準とする。）又は直径5.0センチメートルの赤色プラスチック製丸型プレート若しくは縦3.2センチメートル×横5.0センチメートルのアルミニウム製（アンカーセットとも）

のいずれかを使用するものとする。

- 3 前項の筆界表示には、東近江市地籍調査作業規定に準じた直径2.8センチメートルのアルミニウム製ナンバープレートを取り付けるものとする。
- 4 新たに設置した筆界表示杭と路面との段差は、5センチメートル以内とし、設置は杭の材質に応じ接着剤やアンカーを併用し、ぐらつきや浮き、剥がれが起きないように注意を払うこととする。
なお、10センチメートルを超える場合は再施工とする。
- 5 業務完了までに筆界標示杭が亡失しているところについては、乙が杭の再設置を行うものとする。

(現地調査(14条地図備付け区域界))

- 第37条 調査区域周辺に隣接して地籍調査実施済地区及びほ場整備事業実施済地区で、法務局に不動産登記法第14条に規定する地図が備え付けてある場合は、これを基に測量を行うものとし、調査区域周辺において筆界杭のないところは杭の復元を行うものとする。
- 2 調査区域において、官民境界既確定箇所及び法務局で備え付けてある地積測量図で復元可能な土地について、復元測量を行うものとする。

(現地調査(長狭物))

- 第38条 長狭物の現地調査は、その土地の所有者、地番、地目及び筆ごとの境界の調査並びに筆界標示杭の設置を行うものとする。
- 2 長狭物の現地調査は、長狭物の管理者並びに甲、乙及び推進委員で行うものとする。
 - 3 乙は、前項の調査を行ったとき調査図を作成するものとする。
 - 4 乙は、県、国、電力会社及び鉄道会社が管理する長狭物の現地調査を行った場合には、境界立会調書に必要な測量後に作成した筆界点番号が記載された調査図と、各点の杭を撮影した写真帳を作成するものとする。
 - 5 乙は、長狭物内の有地番について、位置を管理者と確認の上、調査票に日付、地目を記入し、管理者ごとに分けて、立会終了後に、管理者に署名を求めるものとする。

(現地調査(各筆))

- 第39条 各筆の現地調査は、調査図素図から筆ごとの土地についてその土地所有者、地番、地目及び筆ごとの境界の調査並びに筆界標示杭の設置を行うものとする。
- 2 甲、乙及び推進委員は、立会い日程表及び前項を基に、民民及び官民の境界について長狭物の管理者を除いた土地所有者等を立会わせ、それらの者の同意を得て、筆界標示杭の設置を行うものとし、長狭物調査で設置済み又は一時的な標示箇所については、確認及び同意を得るものとする。

- 3 筆界標示杭の設置位置等について同意が得られない場合は、筆界未定の処置をするものとする。
- 4 官民界について同意が得られない場合は、再度日程を調整し長狭物の管理者を立会わせ同意の上、筆界標示杭の設置を行うものとし、同意が得られない場合は、前項の規定を適用する。
- 5 民民界の立会いには、原則として立会う筆の土地所有者等と隣接の土地所有者等を含め、全てが立会うことを前提とする。
- 6 前項において、やむを得ない理由により土地所有者等が揃って立会いできない場合は、一方の土地所有者等が設置する筆界標示杭を後日他方の土地所有者等が確認及び同意することも可能とする。ただし、この場合は、できるだけ甲、乙及び推進委員が同行することを原則とし、土地所有者等の同意が得られない場合、第3項の規定を適用する。また、遠方などの理由により図面等調査を希望された場合は、乙が隣接者の聞き取りや客観的資料により、筆界案と筆界点の写真帳を作成するものとする。
- 7 甲が提供する地籍調査票（現地調査票）データに、乙が甲から提供を受けた農地転用、土地所有者死亡情報を摘要欄に入力し、A4・白色・上質紙・厚口以上に印刷するものとする。
- 8 乙は、地籍調査票に立会いの経緯の記録及び立会い者の署名又は記名押印を求めるものとする。また、摘要欄には、委任状及び相続代表の有無及び問題点の経緯を記入すること。
- 9 公図と現地に相違がある場合には、地籍調査票の摘要欄、裏面に豆図等で記録するものとする。
- 10 立会い者が土地所有者本人でない場合は、委任状及び相続人代表者指定届出書の確認をし、立会人欄の署名には、「何某代理人何某」の例により行うこと。
- 11 立会い者が欠席した場合、（●年●月●日欠席）や、図面等調査を希望した場合は、（●年●月●日図面等調査希望）と摘要欄に記入すること。
- 12 所有する土地が複数ある土地所有者は、確認書を用いて署名の代用をすることができる。その場合、地籍調査票の所有者等確認欄に立会した日を、摘要欄に立会者の名を記入するものとする。
- 13 分筆により新規に地籍調査票を作成する場合、新規作成した地籍調査票の右上に、元地番の地籍調査票右上に記載の頁番号-1と記入する（手書き可）こと。
- 14 乙は、地籍調査票は地番順に、委任状及び相続人代表者指定届出書は、土地所有者のあいいうえお順に取りまとめ、A4版で製本する。表紙には設計業務の表題を金文字で印刷するものとする。
- 15 乙は、第1項の調査を行ったとき調査図に調査結果を追記するものとする。
- 16 甲は、地目の調査において、農地法の適用がある土地の現況が、農地以外の用途で利用され、その変更について農地法上の許可手続を経ないものについては、その

旨を農業委員会に通知し、あるいは地目の認定につき疑義がある場合には同委員会の参考意見を求めるなど、不要な事後のトラブルを起こさないように配慮する。

- 17 前項の農業委員会に通知する地目確認資料の作成は、乙が行うものとする。
- 18 筆界標示杭設置は、後続の作業及び筆界の明確化に資するため、数筆の土地の筆界標示杭のうち周辺の土地の特定に有効なものに筆界基準杭を運用基準に基づく密度以上に設置するものとする。
- 19 筆界標示杭等の材料は乙が準備するものとする。
- 20 筆界標示杭等の設置に必要な機器は乙が準備するものとする。
- 21 乙は、現地調査期間の作業日誌を作成し甲に提出するものとする。

(一筆地調査に関する問合せの対応)

第40条 一筆地調査後、土地所有者から筆界標示杭の設置に関する問合せがあった場合は、甲が対応するものとする。甲が対応した結果、再立会が必要となった場合は、甲、乙、推進委員及び関係する土地所有者で再立会を行うものとする。

(成果品)

第41条 成果品は次のとおりとする。

- (1) 調査図（紙図、PDF及びCADデータ）
 - (2) 調査図一覧図（PDF及びCADデータ）
 - (3) 地籍調査票（現地調査用）（PDFデータ）
 - (4) 地籍調査票（現地調査用・原本）（A4版・黒・金文字製本）
 - (5) 一筆地調査完了報告書（PDFデータ）
 - (6) 作業日誌
 - (7) 問題点報告書
 - (8) 地番異動表
 - (9) 地目確認表（農業委員会提出用）（エクセル及びPDFデータ）
 - (10) 官民境界立会調書用調査図、写真帳（PDFデータ）
 - (11) 工程検査成績表
 - (12) 委託者検査記録表
 - (13) 受託法人検査記録表
 - (14) 工程管理記録表
 - (15) その他、監督職員の指示するもの
- (注) (4)地籍調査票には、地籍調査票、委任状、相続人代表届出書、確認書、作業日報、問題点報告書を綴じる。

第 5 章 F I 工程 細部図根測量

(細部図根測量)

第42条 細部図根測量は多角測量法によることを原則とする。ただし、見通し障害等によりやむを得ない場合は放射法によることができるものとする。

(細部図根点の選定)

第43条 細部図根点は、後続の測量を行うのに便利で、かつ、標識の保有が確実である位置に選定するものとする。

(標識の設置)

第44条 細部図根点に設置する標識は、次のとおりとする。

- (1) 選定位置は、擁壁や柵などの恒久的構造物等に設置することを前提に選点し、直径5.0センチメートルの真鍮鉋を標準とする。側溝上に設置する場合には、直径3.0センチメートルの金属鉋を使用することができる。やむを得ずアスファルト上に設置する場合には、縦4.5センチメートル×横4.5センチメートル×高さ45センチメートル以上のプラスチック杭に防護蓋で保護することを標準とする。路肩等に設置する場合は、滑りによる変異を考慮して法面部を避け、縦7.0センチメートル×横7.0センチメートル×高さ60センチメートル以上のコンクリート製杭を設置する。
- (2) 使用する標識の色は、筆界点と区別するために、白色など甲の指示に従うものとする。
- (3) 選点図は甲に提出しその承認を得るものとする。
- (4) 前項の選点図の提出は、打合せ簿を作成し、各点の現地写真と、設置予定の標識を明記すること。

(細部図根点配置図)

第45条 細部図根測量の結果は細部図根点配置図に取りまとめるものとする。

- 2 細部図根点配置図は、地籍図根多角点網図において取りまとめることができるものとする。

(成果品)

第46条 成果品は次のとおりとする。

- (1) 細部図根測量観測計算書簿（PDF及びオリジナル数値データ）
- (2) 細部図根点選点図（PDF）
- (3) 細部図根測量平均図（PDF）
- (4) 細部図根測量観測図（PDF）

- (5) 細部図根点網図（PDF及びCADデータ）
- (6) 細部図根点測量点検計算路線図（PDF）
- (7) 細部図根点成果簿（数値データ）
- (8) 精度管理表（PDF）
- (9) 標識の設置写真（PDF）
- (10) 使用機器検定証明書（PDF）
- (11) 使用プログラム検定証明書（PDF）
- (12) 細部図根測量総括表（PDF）
- (13) 検符及び押印の記録（紙ベース）
 - ア 細部図根測量手簿・記簿
 - イ 精度管理表
 - ウ 細部図根測量平均図
- (14) 工程検査成績表
- (15) 委託者検査記録表
- (16) 受託法人検査記録表
- (17) 工程管理記録表
- (18) その他、監督職員の指示するもの

（成果検定）

第47条 測量成果品については、国土地理院に登録された第三者機関（（公社）全国国土調査協会等）の検定を受けなければならない。

第 6 章 F II-1 工程 一筆地測量

(一筆地測量)

第48条 一筆地測量は、放射法、多角測量法又は交点計算法によるものとする。

- 2 調査区域周辺に隣接して地籍調査実施済地区及びほ場整備事業実施済地区で、法務局に不動産登記法第14条に規定する地図が備え付けてある場合は、これを基に測量を行うものとし、調査区域周辺において筆界杭が亡失しているところについては杭の復元を行い、測量するものとする。
- 3 前項の条件を満たし、杭の復元をした結果、地籍調査実施済地区及びほ場整備事業実施済地区の誤びゅう訂正等で測量が必要となった場合、乙は甲の指示に基づき、測量及び図面を作成するものとする。
- 4 調査区域内において、筆界杭が亡失しているところについては、乙は甲の指示に基づき、杭の再設置を行い、測量するものとする。

(基礎点の点検)

第49条 放射法、距離法においては、与点において他の図根点等までの距離の測定と基準方向と他の図根点等までのきょう角の観測を行い、当該点の異常の有無等の点検を行い、基礎点点検リストを作成するものとする。

(筆界点の位置の点検)

- 第50条 筆界点の位置は、その位置が現地の位置を正しく表示しているかどうかを点検するように努めなければならない。
- 2 総筆界点のおおむね2パーセント以上について、一筆地測量に用いた以外の細部図根点等から点検を行い、位置の点検リストを作成するものとする。

(一筆地測量成果との整合点検)

- 第51条 乙は、作成した筆界点データと一筆地調査で作成される調査後データ（地籍調査票調査後データと調査図データ）の整合点検を行うものとする。
- 2 乙は、前項の整合により不適合が発見された場合は、不適合箇所を明示する調査図の写し等の資料を作成し、甲に提出後協議し不適合箇所の是正を行うものとする。
 - 3 甲は、前項の是正結果により、調査図、地籍調査票等に修正が必要な場合は、これを修正するものとする。

(成果品)

第52条 成果品は次のとおりとする。

- (1) 一筆地測量観測計算諸簿（PDF及びオリジナル数値データ）

- (2) 筆界点成果簿（PDF）
- (3) 結線図（PDF及びCADデータ）
- (4) 精度管理表（PDF）
- (5) 基礎点の点検リスト（PDF）
- (6) 筆界点の位置の点検リスト（PDF）
- (7) 使用機器検定証明書（PDF）
- (8) 使用プログラム検定証明書（PDF）
- (9) 検符及び押印の記録（紙ベース）

ア 精度管理表

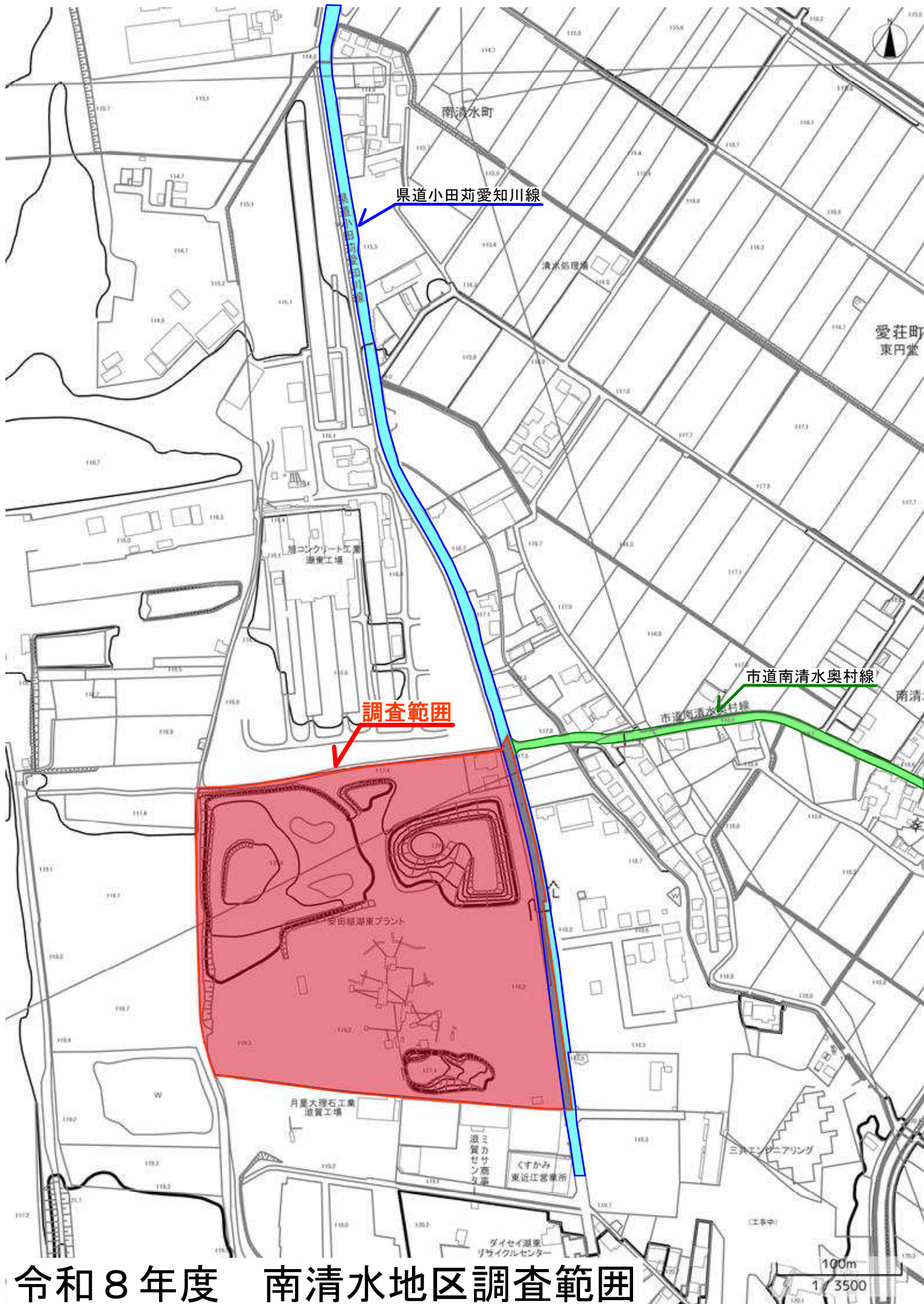
イ 基礎点の点検リスト

ウ 筆界点の位置の点検リスト

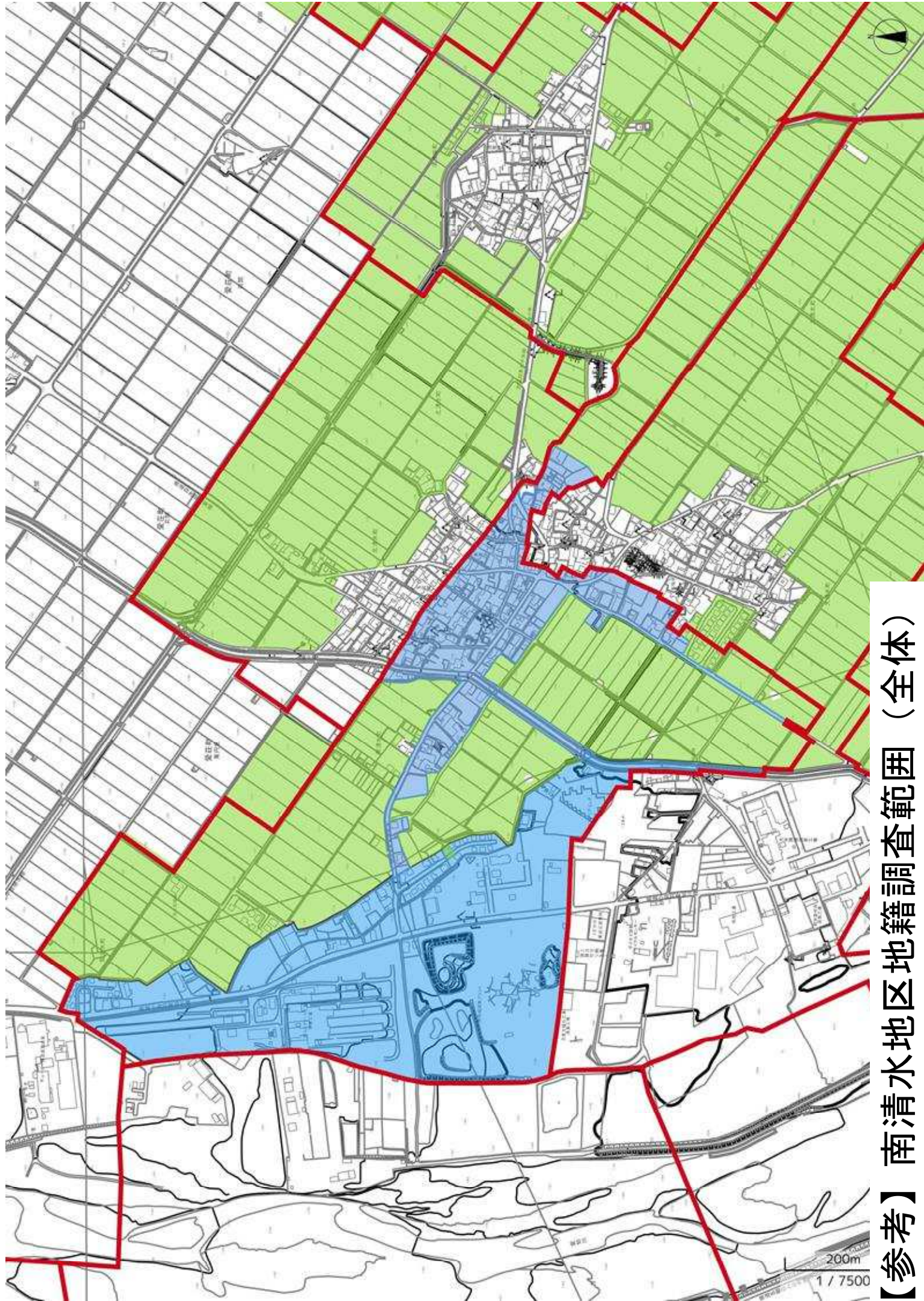
- (10) 工程検査成績表
- (11) 委託者検査記録表
- (12) 受託法人検査記録表
- (13) 工程管理記録表
- (14) その他、監督職員の指示するもの

（成果検定）

第53条 測量成果品については、国土地理院に登録された第三者機関（（公社）全国国土調査協会等）の検定を受けなければならない。



令和8年度 南清水地区調査範囲



【参考】南清水地区地籍調査範囲（全体）